

地域計画の変更内容に応じた地域協議の実施手法、協議省略などの目安

地域計画の内容を変更する場合は、地域の農業者等の皆さんによる協議（座談会等）を行い、変更内容についてあらかじめ地域の合意形成を図る必要があります。

協議の開催方法、時期、参集対象者、開催主体等については、変更の内容に応じて、市と申出者との間で調整する場合があります。

【地域協議の実施手法】

	変更内容の事例	地域計画変更のタイミング	協議の時期及び開催方法
①	目標年度の更新 例) 地域農業の在り方の協議 例) 農地の利活用の方向性の協議	○農業経営基盤強化基本構想の更新とあわせ、概ね5年ごとに変更する	時期：おおむね5年 方法：対面協議または簡易協議
②	定期的な更新 例) 認定農業者等の認定状況の更新 例) 農地バンク利用者の借用農地の更新 例) 軽微な変更内容（団体の法人化、相続等） 例) 誤表記の訂正	○年度末変更 ※地域農業の実態に応じ随時変更も可。	時期：随時 方法：対面協議または簡易協議
	将来の在り方を見直す必要が生じる場合 ※1	○随時変更	時期：随時 方法：対面協議
③	※1 「将来の在り方を見直す必要が生じる場合」を、以下に例示します。 例) 大規模農業法人の新規参入 例) ほ場整備に向けての土地利用調整等、対象農地とその周辺農地に関係する耕作所・所有者が多数の場合（おおむね10人以上を目安とします。） 例) 地域の農地の大規模開発（おおむね1ha以上を目安とします。）		

	変更内容の事例	地域計画変更のタイミング	協議の時期及び開催方法
④	地域計画（目標地図）とは異なる者へ利用権設定を行う場合	○年度末変更 ※地域農業の実態に応じ随時変更も可。	時期：随時 方法：簡易協議
⑤	補助事業申請上、地域計画（目標地図）の変更を要する場合	○随時変更 ※補助事業実施要綱等に基づき、必要なタイミングで変更	時期：随時 方法：簡易協議
⑦	農振除外・農地転用（一時転用を除く）	○随時変更	時期：随時 方法：簡易協議
⑧	地域計画に位置付いていない農業用施設の建設に伴う転用	○随時変更	時期：随時 方法：簡易協議
⑨	一時転用（営農型太陽光発電を除く）	○変更不要	
⑩	営農型太陽光発電の実施に伴う一時転用	○変更不要 ※地域計画の変更は不要だが、地域での協議は必要	時期：随時 方法：対面協議 ※2 ※設置者が主催する説明会等を地域での協議とします。 設置者は、説明会の開催日の報告と議事録を農政課へ提出してください。
	※2 説明会における参集範囲を以下に例示します。 例）営農型太陽光発電の施設を設置する土地から半径50m以内にある土地所有者及び耕作者。ただし、当該土地が土地改良区等のエリアにある場合は、土地改良区等も参集範囲に含めてください。		
⑪	公共転用	○農振除外を行う農地の範囲が明確になった後の変更	時期：随時 方法：簡易協議